

「香港特別行政区」成立前夜の考察(二)

——一九九六年第二、第三・四半期——

真 水 康 樹

はじめに

- 一 継続する臨時立法会問題
- 二 香港特別行政区の政府間関係をめぐって
- 三 推選委員会選挙にむけて
むすびにかえて

はじめに

三月末に開催された準備委員会第二回全体会議では、「全国人民代表大会香港特別行政区準備委員会の香港特別行政区臨時立法会に関する決定」が採択された。このことは、中国側が、臨時立法会を成立させるといふ政策に法的な裏付けをあたえたとともに、中国側がその成立の意志をいっそう鮮明にさせたことを意味している。中国政府の立場には、微塵の揺るぎもないことがはっきりしたわけである。これにより、臨時立法会の成立問題は、政治的対立の展開軸としての意義をさらに強めていった。

臨時立法会問題。それは、中国政府にとつても、香港政府にとつても、原則上の問題であり、どちらにとつても譲歩できるものではなかった。中国政府はその合法性を主張するし、香港政府はあくまでも、現在の立法評議会の正統性とその継続を主張してやまない。しかしながら、はっきりしていることは、英国の行使する主権下にある現在の香港に、中国政府が、實際上、何の実力行使もすることができないのと同じように、九七年七月一日以後の香港にたいして、英国には何の権限もないし、何等の実力行使もできないということである。したがって、双方のあいだに歩み寄りが実現しなければ、時間切れで手を引かざるをえなくなるのは、英国政府にほかならない。事実上、ほとんどの問題について、主導権は、すでに中国政府の手中にあるといつても過言ではない。

そこで実務的に解決を求めるとすれば、中国側の主張にそつて、香港政府側が妥協点を探る以外にない。九七年七月一日に正式に臨時立法会を発足させ、それ以降は現在の立法評議會は存続させないという中国側の立場がはっ

きりしている以上、追求されるべき妥協点は、中国側が六月三〇日以前に組織すると主張している臨時立法会の発足を少しでも遅らせることにしかない。そして、そのことで、香港側が臨時立法会問題を正面から声高に叫ぶのを押さえられるなら、それは中国にとつても安い代価であつたらう。実際、両方の当事者間には、暗黙の妥協が成立したかのようにみえる。その折り返し点は、おそらく、四月末におこなわれた行政長官アンソン・チャン（陳方安生）の北京訪問であつた。長らく対立を続けてきたこの問題について、港英側には、批判のトーンを落としていくほかには、もはやなんの切り札も残されてはいなかつたのである。

他方、この期間を通じて顕著な現象は、中国政府の態度が、原則は絶対に貫き通すものの、その他の面ではより現実的になり、柔軟に対処する傾向をましていったことである。それは、中国国籍法の香港における実施の解釈に関する決議のなかにも、また、民主党にたいする態度の変化のなかにもみることができ、それを政権委譲を平和裡におこなうためのポーズだとみるのは間違ひではない。しかし、それにつきないものを感じさせるのは、あらゆるカードを使い尽くしたかにみえるパッテン総督にたいし、返還を一年先にひかえた中国政府が身に漂わせるにいたつた一種の余裕なのかも知れない。

一 継続する臨時立法会問題

四月一二日になると、準備委員会副主任委員兼秘書長魯平が、香港に到着し、準備委員会の「推選委員会小委員

会」とともに、香港各界にたいする諮問活動に参加するとともに、一九日に北京に戻るまでの八日間に各種の政治活動をおこなった。この期間、もとより政治的な軋轢はあったものの、一四日、一五日と二日にわたって諮問活動がおこなわれた。この諮問活動には、四百近い団体とその他の人々をあわせて、一千四百名余りが参加したが、そのうち臨時立法会に反対したのは四、五団体にすぎなかったと『文匯報』は自賛している。⁽¹⁾このように、臨時立法会の成立にたいする中国政府の姿勢は確固としたものであり、そこには微塵の揺るぎも見ることができない。

二〇日にオランダのハーグで、中英外相会談がおこなわれた。中国側スポークスマンによれば、錢其琛外相は、この問題について「すでに決着済み」であり、英国側が現実⁽²⁾に眼を向けるよう希望したという。これにたいし、リフキンド外相は、臨時立法会の成立は中英共同声明に違反しており、受け入れられないという原則的立場を表明したと伝えられるが、九七年六月三〇日以後には立法評議會は存続させないという中国の態度がはっきりしている以上、この問題についてはもはや議論の余地はないのである。⁽²⁾

ところで、準備委員会は、主任委員會議の決定にもとづき、四月一日に、香港政府連絡処にたいし、一〇項目にわたって協力を要請するリスト(合作清單)を提出していた。四月三〇日になって、香港政府は準備委員会秘書処にたいし、一応の回答をおこない、この時点ですぎの一〇項目のリスト内容がはじめて明らかになった。

一、準備委員会にたいして香港放送局(テレビ放送をふくむ)の放送時間を提供すること。

二、準備委員会の香港での活動に協力し、それには安全警護もふくむ。準備委員会委員が香港に出入りするにつき便宜をはかることなど。

三、準備委員会が推選委員会を組織する諮問作業について協力し、それには、関連する専門職団体、職能団体の

状況と資料の提供をふくむ。

四、推選委員会の活動に便宜をはかる。

五、初代行政長官選出後に、長官にたいして事務に要する場所と資料を提供する。

六、臨時立法会に会議に要する場所とその他の必要な協力を提供する。

七、一九八四年以来、香港政府が一方的に修訂し、また新たに制定した法令と行政法規のリストを提供する。

八、香港特別行政区終審法院を組織するのに必要な協力を提供する。

九、近年の政府各部門およびその職能の変動状況と現状の資料を提供する。

一〇、準備委員会の作業の進展の需要にもとづき、その他の必要な協力を提供する。⁽³⁾

右記一〇項目を検討してみると、最大の争点が第六項目の臨時立法会にたいする協力であることは一目瞭然であるし、実際そうなっていた。もつとも、この協力問題にまず火がついたのは、第一項目のメディアをめぐる点であった。その経緯は、「香港放送局の『編集の独立』を分析する」と題された『文匯報』の五月一日付け社論に詳しい。「香港特別区準備委員会は、香港放送局にたいし番組の時間枠を提供するよう要求した。香港の聴衆と観衆にたいし準備委員会を紹介することは、本来まったく正常な、普通のことである。もし、港英当局が準備委員会と協力するという公約を履行するならば、このことは当然に挙げられねばならない。けれども、港英は、香港のある英文週刊誌をつうじて一方的に準備委員会が協力を要求したリストを公開したあと、パッテンに始まっていくつかのメディアの評論にいたるまで、このことを大々的に論じ、香港放送局が準備委員会を紹介するという一事を、中国側が『電子メディアを統制』、『香港放送局の編集の独立を扼殺』、『言論の自由を踏みにじろうとしている』など

と述べ、すさまじい勢いで、まことに奇怪である」。このメディア問題は、中国側の言い分のとおり、香港側の過剰反応であったというべきであり、事実、のちにこの問題は、大きく紛糾することもなく解決をみている。⁽⁴⁾

香港政府側の回答の全容は、五月一日のアンソン・チャンの立法評議会における報告から明らかである。すなわち、準備委員会の香港における安全警護と入境の便宜、準備委員会の要求する専門職・職能団体の資料、八四年以来香港政府が修訂した法令内容については、すでにそれぞれ中国側に回答するか提供した。香港放送局の放送時間枠、推選委員会への協力、初代行政長官への協力、終審法廷への協力、政府部門の資料、準備委員会作業への協力などについては、香港政府は中国側がもっと要望を明解にする必要があると考える。臨時立法会への協力については、当局はすでに拒絶の表明をした。⁽⁵⁾

おそらく、この回答を受けてのことであろうが、新華社は、五月五日、強烈な批判文を発表した。すなわち、準備委員会秘書処が四月一日に、香港政府に「香港政府が準備委員会に提供することを望む協力と関連する事項について」(前記「協力リスト」)を提出して以来、「まるまる一ヶ月待ったあと、メディアが公開した情報は、ひとつひとつをおおいに失望させるものであった。港英政府は回答のなかで、準備委員会が提出した一〇項目の協力要求の六項目について、それぞれ『さらに要求を確定することが必要であり、いっそうの考慮が必要である』といった逃げ口上で、言い逃れをしている。また、臨時立法会の作業に協力することを『断固として拒絶』し、このチャンスに、再度攻撃を加えて、臨時立法会の設立は不必要であり、採用できないと主張している。⁽⁶⁾

この応酬が明らかにしていることは、争点になっているのが、臨時立法会にはかならないという一事である。けれども、臨時立法会について、激しい意見の応酬は、これ以降影をひそめる。つまり、この五月初めの応酬が、転

換点になっていようにみえる。もともと、それに先だって、四月二五日には、香港行政長官、アンソン・チャンが北京を訪問し、二六日には、國務院香港マカオ弁公室主任魯平との会談が予定されていたが、本当の転換点はこのアンソン・チャン訪京時であったと考えるのが妥当であろう。⁽⁷⁾

五月一日の立法評議会で北京訪問の報告をおこなった際に、アンソン・チャンは、香港政府の立場は、臨時立法会は「不必要であり、採用するべきでない」というものであることを、魯平に説明してきたことを報告した。これにたいし、民主党は、香港政府は、いままで、臨時立法会は「(中英) 共同声明と基本法にそぐわない」と主張してきたのに、「不必要であり、採用するべきでない」という言い回しは、トーン・ダウンであり、香港政府の立場が後退したのではないかという疑念を提している。⁽⁸⁾ 新華社香港支社副社長の張浚生が、五月三日に「香港政府の最近の臨時立法会にたいする態度は以前と較べて実務的であり、臨時立法会が中英共同声明や基本法に違反すると公に指摘しなくなった」と述べていることは、民主党の疑念があながち疑心暗鬼でもないことの証左であろう。五月五日になると、協力リストにたいする香港政府の四月二三日付けの回答内容がかなり詳しく明らかにされたが、そこでも、香港政府は、臨時立法会が九七年七月一日以前に活動を開始することを極力避けるように求めているだけで、七月一日以降の臨時立法会問題には全く触れていない。⁽⁹⁾

また、五月六日に、北京を訪問した香港総商会の代表団にたいし、魯平が、個人的意見としながらも、「臨時立法会の成立は早すぎる必要はなく、少し遅いほうがいいだろう。そうすれば、香港住民の二つの立法機関が並存することへの憂慮を減じることができる」と語っているのは、水面下における妥協の成立を物語っているようにみえる。⁽¹⁰⁾ 九七年七月一日以降は現在の立法評議会は存続させないという中国側の立場がはっきりしている以上、妥協点

のありかは、中国側が六月三〇日以前に組織すると主張している臨時立法会の発足を少しでも遅らせることにしない。そして、そのことで、香港側が臨時立法会にたいする反対の合唱にブレイキをかけるなら、それは中国にとっても安い代価であったろう。

五月一四日、初めて香港で開催された「英連邦議会研討会」の初日の会議に出席したアンソン・チャンは、中国が開放政策を継続していけば、五〇年後の中国では大きな変化がありうる。政治上の大きな変化があれば、香港と中国の経済と政治領域の違いも縮小し、百年後には「一国一制」の局面があらわれるかもしれない。そのとき採用されている制度は、香港の制度であろうという主旨の発言をした。『文匯報』に黙殺されたこの発言は、あるいは、政治的に賢明なものではなかったかもしれない。しかし、香港という特殊な政治環境のなかで育った中国人エリート（¹¹）の気概と矜持を示すエピソードであったといえる。

五月一五日、第八期全国人民代表大会第一九回常務委員会で「全国人民代表大会常務委員会『中華人民共和国国籍法』の香港特別行政区における実施にともなういくつかの問題に関する解釈」が採択された。これは、将来の香港特別行政区の立法機関が、国籍法について、実務的な処理を行う場合の根拠となるもので、そこでは、以下の六項目につき法律上の解釈が示された。

一、中国の血統を有する香港住民、本人が中国の領土（香港をふくむ）で出生した者、および、その他の「中華人民共和国国籍法」が規定した中国国籍を備える条件に合致する者はすべて、中国公民である。

二、すべての香港の中国同胞は、「英国属土公民旅券」あるいは「英国国民（海外）旅券」を保持しているかいかにかかわらず、すべて中国公民である。一九九七年七月一日から、上述の中国公民は、英国政府の発行し

た有効な旅行証明書を継続して使用し、その他の国家あるいは地域に旅行することができる。しかし、香港特別行政区と中華人民共和国のその他の地域においては、上述の英国旅行証明書を保持していることで、英国による領事保護の権利を享受することはできない。

三、香港のいかなる中国公民も、英国政府の「居英権計画」により獲得した英国公民身分は、『中華人民共和国籍法』にもとづき、承認されない。これらのひとつとは、依然として、中国公民であって、香港特別行政区と中華人民共和国のその他の地域においては、英国による領事保護の権利を享受することはできない。

四、外国に居留権を有する香港特別行政区の中国公民は、外国政府の発行した関連する証明書を_usingしてその他の国家あるいは地域に旅行することができる。しかし、香港特別行政区と中華人民共和国のその他の地域においては、上述の証明書を保持していることで、外国による領事保護の権利を享受することはできない。

五、香港特別行政区の中国公民の国籍に変更が生じる場合には、有効な証明書にもとづいて、香港特別行政区の国籍申請受理機関に申告することができる。

六、香港特別行政区政府に、その入境事務処を、香港特別行政区の国籍申請を受理する機関に指定する権限を授権する。香港特別行政区の入境事務処は、『中華人民共和国国籍法』と以上の規定にもとづき、あらゆる国籍申請事項の処理をおこなう。⁽¹²⁾

この解釈は、二重国籍を認めない中国国籍法の原則のもとで、従来の外国旅券を旅行証明書とみなすことで、国際都市香港の住民の出入国に、事務上の便宜を配慮したものである。また、国籍変更や入国管理の主幹機関を香港特別行政区の国籍申請受理機関としており、国家公安部としていないことにも特徴がある。後日、中国は英国側に

この決議の内容を通告しているが、英国側は、この通告が非常に実用的で有用であり、多方面の問題が整理されたと評している。⁽¹³⁾

ところで、香港総商会をはじめとした香港の大資本を代表する七つの組織が五月一六日に集まりをもち、米誌ニューズ・ウィークの「(大資本が)香港を売り渡した」と題する記事に、パッテンの訪米中の発言が引用されたことに不満を表明し、パッテンに説明を求める事態に発展した。背景には、パッテンと民主派や勞工界との攻守同盟と、それになりたいする華人資本との間の確執があるが、ある意味では、パッテン香港政府のレイムダック化を象徴するできごとでもあった。⁽¹⁴⁾

五月二四日、二五日と二日にわたって珠海で開催予定の第三回準備委員会全体会議では、行政長官と臨時立法会議員の選挙人団である推選委員会の選出規定が上程され採択されるはずであった。しかし、それに先だつて一三日、一四日の両日にわたって開かれた準備委員会の推選委員会小委員会では上程が見送られ、選出規定の採択は少なくとも次回の第四回全体会議に持ち越されることになった。これにより推選委員会の成立はさらに遅れることになったが、その理由は、四月に香港でおこなわれた諮問活動でさまざまな意見がだされ、解決されていない問題が多く、また、行政長官小委員会の建議も出ていないので、歩調をあわせる必要があるためと説明された。⁽¹⁵⁾もとより、この説明を額面どおりに受け取ることには疑問がのこる。

一月の第一回準備委員会全体会議では、推選委員会は九六年の第二・四半期、すなわち四月から六月の期間に成立する予定だった。それが、二月の準備委員会小委員会で、四月の諮問活動が日程に組み込まれ、推選委員会の成立は七月か八月に遅延されたばかりであった。したがって、五月の全体会議での選出規定の採択が見送られたこと

は、推選委員会の成立がさらに遅延されたことを意味する。行政長官の選出が遅延されたことは、中国側が、香港・英国政府との交渉過程において、より長く当事者としてコミットしようとする意図のあらわれとみることができ。しかし、行政長官の選出の遅延は、二月の時点ではつきりしており、今回の推選委員会の選出の遅れは、行政長官の選出の遅延を意図したものではない。推選委員会については、その選出方法をめぐって議論百出であった。したがって、その選出の遅れは、選出時期をぎりぎりまで引き延ばすことによつて、推選委員会の正当性をめぐる論議をできるだけ先送りにし、押さえることにあつたと考えるのが妥当であろう。

五月二四日、二五日と二日にわたつて珠海で開催された第三回準備委員会全体会議では、したがつて、「推選委員会選出方法の原則的な構想に関する決議」が採択された。⁽¹⁶⁾

二 香港特別行政区の政府間関係をめぐつて

六月三日、香港特別行政区行政長官の最有力候補と目されていた董建華が、香港政府行政評議会議員を辞職した。董建華は、中国側の香港特別行政区準備委員会の副主任委員でもあり、辞職の理由は、両者の仕事の間に、調整のしようのない矛盾があるためとされた。董建華自身は、この辞職が行政長官選挙への参選準備であるとの憶測を否定した。⁽¹⁷⁾参選のためには、香港政府と早めに一線を画す方が賢明なのは確かだが、この二つの職位を兼職することの心痛もまたうかがい知れる。董建華は、賢明なことに、この後も、一〇月になるまで参選の意志をはつきりさせ

なかった。将来の香港特別行政区の指導者として董建華を行政長官、アンソン・チャンを政務司にという配役を意味する「董陳配」という言い回しは、この頃からさらにメディアに登場する頻度をましてくる。⁽¹⁸⁾

本稿が対象とした第二・四半期と第三・四半期のちょうどまんなかには、返還まであと一年の節目である九六年七月一日は位置した。九七年七月一日の香港特別行政区成立までの政治過程の基調は、中国政府と香港・英国政府との綱引きのなかに見いださざるをえない。とはいえ、一年後に特別行政区がいったん成立すれば、その将来を占うのは、なんといつても、中国中央政府と香港特別行政区との間の関係にはかならない。中国政府の課題の重さは、香港・英国政府との綱引きをおこなう一方で、英国撤退後の自己の香港政策を見据えなければならないことにある。そして、その最大の課題が中央と地方との、そして地方と地方との政府間関係にあるという立場に本稿は立つ。この問題は、返還を一年先にひかえて、いつその現実性をおびて論じられるようになった。

国務院香港マカオ弁公室主任の魯平は、六月一日、シンガポールでつぎのように語った。「基本法にはつきりと書いてあるとおり、中央の各部門は香港特別区の運営に関与することはできない。そこで、われわれが監督を實行し、そのような状況が起こるかどうかを見張る必要がある。もし、そのような状況が発生すれば、われわれは即刻それを制止する措置をとる」。ここで魯平は、香港マカオ弁公室は九七年以降も存続するものの、その任務は、香港内部の事務から、香港特別行政区と中央各部門および省市との関係の調整に重点を移すことを示唆している。魯平はまた、続けて、この問題の処理が香港マカオ弁公室の手に余る場合には、最終的には国務院が直接管轄することにも言及した。さらに続けて、最近開催された中央各部門の人員から各省市の責任者までが出席したある会議で、国家指導者から、特に香港問題に言及がなされ、九七年以降、香港の内部事情に関与しないように訓告があつ

たことが明きらかにされた。具体的な事例として、魯平は、人民銀行は香港金融管理局に關与することはできないし、財政部は香港財政司を指導できないと語った。⁽¹⁹⁾

これにたいし、香港側の不安は尽きない。準備委員会委員で民協の馮檢基は、香港マカオ弁公室には、内地の關与を制止する権力はなく、中央が行政長官に一定の地位を与え、問題が生じた折りには、行政長官から中央による処理を依頼するほうがよいとする。また、民主党の立法評議会議員である張文光は、香港マカオ弁公室が監督作業にたずさわるといっても、心理的な安心であるにすぎない。もし、実際に、軍關係の企業あるいは高級幹部の子弟たちが香港に手を伸ばしてきたとしたら、香港マカオ弁公室のどこにそれを阻止する能力があるのかと疑問を呈している。⁽²⁰⁾このような見方をするのは、こうした民主派に限ったことではない。香港明天更好基金顧問委員会主席で、新世界發展有限公司の代表取締役社長の鄭家純は、六月一四日につきのように悲觀的に語っている。例えば、「王親國戚」がやってきてコネクションを結び、特権を要求する。特別行政区が成立したはじめの一、二年には、このようなことが極めて起こりやすい。中国側の指導者は、国内のひとびとに特別区には關与させないと保証しているが、「北京はあれほど大きく、官僚はあんなに多く、統制するのは非常に難しい」「わたしは魯平を信用しないのではない。しかし、彼の二本の腕だけで、幾組もの腕を阻止できるとは限らないではないか」。鄭家純は、また、内地による特別区にたいする關与の問題は、行政長官が、中央の決心を増加させられるかどうかにかかっているとみている。⁽²¹⁾

この問題について、中央の立場は明快である。「香港返還を迎えて、美しい未来を創る」と題された『人民日報』六月三〇日付け社論では、「九七」以後、中央各部門、各省、自治区、直轄市が香港特別行政区と關連する事務に

かわる場合には、厳格に基本法の規定にもとづいて処理し、香港特別行政区が自ら管理する事務に干渉してはならない」と言及されている。⁽²²⁾ また、七月一日、魯平は中央および各省と香港特別行政区との関係について、詳細な発言をおこなっている。「香港にたいする中央の政策方針と基本法の規定にもとづき、将来の香港特別行政区の国防と外交は中央政府が管轄し、中国人民解放軍は香港に駐軍し、外交部は香港に機構を設立し、その他の日常事務は完全に香港人が自主的に管理する。香港は、行政管理権、立法権、独立の司法権と終審権を享有する。これがすなわち、『港人治港』、高度自治である」。「基本法はさらに、中央各部門、各省市自治区は、香港特別行政区の自治権の範囲に属する日常性の事務には関与しないと規定している。したがって、中央政府各部門と各省の地方政府が、将来香港特別行政区と行き来する場合には、上下級関係と相互統属関係は存在しない。例えば、中央財政部と香港特別行政区財政司の間には、統属関係はない。基本法の規定にもとづけば、香港の財政は独立しており、その収入は完全に香港特別行政区に帰し、中央政府に向かって一銭たりとも上納する必要はなく、国家も香港で徴税をおこなうことはない」。「香港が祖国に復帰したあと、香港は中国の特別行政区であり、内地の住民が香港に行く場合には、商用であると出張であるとかかわらず、必ず批准の手続きをしなければならない。わたしのような人間が香港に行く場合にも証明書を持つていなければならない」。「香港には一千平方キロ・メートルの土地しかないことを考えれば、もし大量の内地人が一度にとつと香港に入り込むことになれば、それは香港にとってあまりに大きな圧力であり、したがって統制が必要なのである。鄧小平がいつているように、おそらく現在にくらべてさらに少し厳しく統制する必要があるだろう」。⁽²³⁾ 魯平はさらに、二日、中共中央宣伝部、中直機關工委、中央國家機關工委、解放軍総政治部と中共北京市委員会が共催した会議において、「九七以降、香港特別行政区との関係の処理は、

必ず「一国二制度」の方針に合致し、基本法にもとづいて処理しなければならない。中央政府のある部門は、香港特別行政区政府のある部門にたいして直接指令したり、検閲作業をすることはできない。中央人民政府所屬の各部門、各省、自治区、直轄市は、例えば香港特別行政区に機構を設置する必要がある場合には、必ずまず香港特別行政区政府の同意を取りつけ、あわせて中央人民政府の批准を経なければならぬ」と報告している。²⁴

ことほどさように、共産党中央と中央政府の立場は明快であるといわなければならない。しかし、中央がこれほど神経質にこのことを強調するのは、中央各部門や、地方政府による関与の危険性が、それほどに無視できないものであることを意味してもいよう。抽象的「中央」を構成する個々の人間は、少なくとも中央委員に限るとしても二百人以上にのぼり、そのひとりひとりが、さまざまな、地域的、産業的、部門的利害のネットワークと無関係ではありえず、複雑な人的関係の網の目になかにいることが忘れられてはなるまい。馮檢基や、張文光、鄭家純らの心配は決して杞憂ではないのである。焦点となるのは、やはり、初代行政長官とその指導グループの力量と、中央政府の決意のほどである。²⁵

準備委員会副主任委員の梁振英も、行政長官が九七以降に直面するもつとも主要な仕事は、特別行政区と中央政府、各省、市との関係を重点とすることになるだろうという認識を示している。興味深いのは、行政長官が各省市との密接な関係の構築に力を尽くすのにたいし、香港内部の事務は、政務司が処理するという分業の構想が語られていることである。²⁶

この問題は香港人の頭を捉えて離さない。民主党の李柱銘は、行政長官としての董建華の資質について尋ねられたおりに、地方および中央各部門が香港に関与しようとしたときに、董には「否」といえる勇気があるのか、と答

えている。⁽²⁷⁾

国務院香港マカオ弁公室副主任の陳滋英は、九月三日、九七以後、香港特別行政区は独立した通貨金融政策を実行し、中央は関与せず、中央が香港の金融管理局と香港証券監会を接収することはありえないと語った。また、返還後も、香港ドルは、唯一の法定通貨として流通し、人民元がこれに代わることはない。特別区では、外貨管理をおこなうこともなく、外貨、証券、先物、金市場は引き続き世界に開放され、特別区は財政の独立を保持し、中央および内地の地方政府がともに香港で徴税することはありえないと続けた。⁽²⁸⁾

他方、香港税務局は、将来の中央政府との関係について、極めて明快な立ち場表明をおこなっている。香港税務局長黃河生は、九七以降、税務局は機密の税務関連文書を中国側に引き渡す意図も権限もないと強調した。ますます多くの中国資本の会社が香港に来て商取引をしているが、当局はこれらの会社の税務資料を大陸政府の調査に差し出すことはせず、香港の税制の独立を維持する。目下の税務条例には、税務資料は門外不出という明文規定があり、また、将来の特別区の基本法も、香港が独立の税制システムを有することを保証していると強調した。⁽²⁹⁾

六月末から七月末にかけての期間、準備委員会の各種作業小委員会がつぎつぎと開催された。

六月二五日、二六日と法律小委員会が開かれた。この会議の最重要なテーマは、「永住民」の定義である。この問題が重要なのは、特別行政区の準備過程で、推選委員会委員、行政長官、行政會議の成員、臨時立法會議員、终审法院と高等法院の首席裁判官、基本法委員会の香港委員（六名）などについて、永住民という資格条件があるためである。この問題については、現在の『入境条例』と基本法の間不一致があるため、中英合同連絡小委員会でも非公式な意見交換がなされており、中英の利害が錯綜する問題でもある。⁽³⁰⁾

推選委員会小委員会は、六月二七日、推選委員会委員に要求される香港永住民の資格を基本法の規定に依拠することに決定した。つまり、中国籍であろうと外国籍であろうと香港居住期間が七年に満ちた者は、推選委員会に参加することができるとしたわけである。また、香港政府の公務員につき、高級公務員が否かにかかわらず、すべての公務員は推選委員会の選挙に登録できるとした。この決定が「すべて」の公務員としているのにたいし、のちに香港政府が定めたガイドラインには一定の制限がつけられたため、後論するとおり大きな争論を引き起こすことになった。⁽³¹⁾

魯平は七月一日、準備委員会の存続期間について、初めて明らかにした。その主旨を要約すれば、人民代表大会の決定にもとづき、準備委員会は香港特別行政区の第一期立法会の成立に責任を負うが、第一期立法会の成立は、九七年七月一日に正式に発足する臨時立法会が一年の任期を終えた九八年六月三〇日以降になる。したがって、準備委員会は、返還後も一年間は存続することになるわけである。⁽³²⁾

臨時立法会小委員会は、七月六日に開かれ、補候者の五項目の資格が提起された。五項目とはそれぞれ、(一)満一八歳以上であること、(二)基本法二四条に規定された香港永住民の身分を有すること、(三)基本法を擁護すること、(四)中華人民共和国香港特別行政区に喜んで忠誠を尽くすこと、(五)臨時立法会の職責を喜んで履行することである。小委員会では、現在の立法評議会議員に優先権をあたえるなどの提案もなされたようだが、結果的には「文匯報」社論が自賛したように、「幾らかのひとびとに特権を享受させない」ことに落ちついた。もっとも、選挙は推選委員会によっておこなわれるのだから、臨時立法会の選出が公平、公正であるかを決定するのは推選委員会の性格にほかならない。⁽³³⁾

香港公務員事務科のスポークスマンは、七月七日、人民入境事務処処長の梁銘彦が、個人的理由での退職を認められたことを『文匯報』に認めた。慣例にない突然の退職であり、後任も未決定のまま、承認までの期間もあまりに短かったことから、梁銘彦の職位が人民入境事務処処長という微妙なものであったこともあって、この退職事件は、立法評議会でも追求され、さまざまな憶測も呼んだ。⁽³⁴⁾

七月一二日、一三日と、法律小委員会が開かれ、推選委員会の選出方法についての原案がつくられた。差額選挙の比率は、各界とも定員の二〇パーセントを下回らないことになり、優先権があたえられた政協委員の代表についてはその定員を三四とし、その他の界別選挙と同時に選出をおこなうことで、二度の被選挙権があたえられる不公平は避けられた。差額選挙の比率については、予想されたことであるが、注目すべきは、登録後の候補者名簿確定過程である。すなわち、登録が終わったのちには、まず、準備委員会の秘書処が登録者リストを四つの分界に分けて整理し、それから、準備委員会全体会議での最初の建議にかけられる。その後、リストは主任委員会議に提案され、主任委員会議で正式の候補者名簿が最終的に確定されるのである。民主集中制の原則はここでも貫かれており、主任委員会議に重要な決定権限が集まっているのを見ることができ⁽³⁵⁾る。

香港の法廷弁護士組織である大律師公会の訪問団は、七月一四日より五日間の日程で北京を訪問し、一五日には魯平と会談した。代表団が臨時立法会には法律上の根柢が欠けていると表明したおりに、魯平は異論の提案を歓迎すると述べた。基本法の第一五八条と第一六〇条は、それぞれ、基本法の解釈権が全国人民代表大会常務委員会にあること、そして、基本法に抵触する従来からある法律は、基本法に規定された手続きに照らして改正するかまたは効力を失うことを規定している。全人代常務委員会がこの解釈権を行使するさいに、終審法院裁判官の意見を

どのように処理するかによつては、全人代常務委員会は終審法院の独立性を侵すおそれがある。この点につき大律師公会が中国側の意見を正したのたいし、香港マカオ弁公室官員と全人代常務委員会法政改革委員会責任者はつぎのような解釈を示したという。特別行政区終審法院には、全人代常務委員会の解釈が関連する基本法条文の案件を、全人代常務委員会の研究に提起するかどうかを決定する権限があり、もし、終審法院が案件を全人代常務委員会の解釈に提起しなければ、全人代常務委員会にはなすすべがない。また、ある案件が全人代常務委員会に提起されたあとに時間の制限があることも了解しており、もし、期限内に全人代常務委員会が意見を提出しない場合には、特別区の終審法院は自ら解釈をおこなうことができる。大律師公会主席李志喜は、臨時立法会問題や、基本法に抵触するとされる二六の法令問題について、意見の重大な不一致はあつたが、この説明を受けたことは、北京訪問のかなり理想的な成果だつたと述べた。⁽³⁶⁾

七月一八日、一九日と行政長官小委員会が開催され、行政長官選出過程における準備委員会主任委員会議の役割に厳しい枠をはめる認識が示された。つまり、主任委員会議の役割は、組織と監督作業にのみ責任を負うものとされ、推選委員会による選挙過程には介入できず、推選委員会の投票作業には関与できず、推選委員会が提案した名簿以外の候補を指名することもできないというのである。また、主任委員会議は、推選委員会の提出した名簿について審査をおこなうが、それも、(一)満四〇歳以上、(二)香港での通常の居住が連続して満二〇年になること、(三)香港永住民のうち中国公民であること、(四)外国に居留権がないこと、(五)基本法を擁護すること、(六)香港特別行政区にたいして喜んで忠誠を尽くすことといった六項目の資格条件についてのみである。以上が小委員会の大多数の意見であつたといふ。⁽³⁷⁾

三 推選委員会選挙にむけて

香港特別行政区準備委員会第四回全体会議が、八月九日、一〇日の二日間、北京で開催された。いうまでもなく、それに先だつて前日の八日には、秘書長工作会議と主任委員会議が開かれている。⁽³⁸⁾

第四回全体会議で採択された重要な決議事項は二つである。ひとつは、「中華人民共和国香港特別行政区第一期政府推選委員会の具体的選出方法」(以下「方法」と略記)であり、いまひとつは、「中華人民共和国香港特別行政区基本法」第二四条第二項の実施に関する意見」である。

全一条からなる「方法」は、第二条で、推選委員会はすべて、香港の永住民からなる四〇〇人で構成されると規定する。その構成は、広範な代表性を備えていなければならず、四つの部類にわけられる。すなわち、工商・金融界一〇〇人、專業界一〇〇人、勞工・基層・宗教界一〇〇人、原政界人士・香港地区全人代表・香港地区政協委員の代表一〇〇人である。また、資格と条件については第四条で、(一)満一八歳以上であること、(二)基本法二四条に規定された香港永住民の資格に合致すること、(三)「一国二制度」方針と基本法を擁護すること、(四)全国人民代表大会と準備委員会の関連する決定が規定している推選委員会の職責、すなわち、初代行政長官の選出と臨時立法会議員の選挙を、喜んで履行することと定めている。第五条は、工商・金融界、專業界、勞工・基層・宗教界について、当該の所属団体にたいして登録をするよう定め、登録期間を八月一五日から九月一四日としている。そして、この登録者のなかから、準備委員会各委員が、推選委員会委員の建議名簿を提出する。主任委員会議は、準備委員

会各委員から提出された建議名簿を基礎として、候補者名簿を作成する。候補者の差額は、各界につき二〇パーセント以上でなければならない。そして、候補者名簿について、準備委員会全体会議で、無記名投票による選挙がおこなわれる。各投票用紙に書かれる候補は、一〇〇名かそれ以下でなければならない。各界につき、得票数で一〇〇位までを当選とし、一〇〇位以内の最下位が同票数で複数いる場合には、これらにつき再投票をおこなう。原政界人士・香港地区全人代表・香港地区政協委員の代表については、第六条、第七条に規定されており、全人代表で香港永住民の身分をもつ二人はすべて、推選委員会委員となる。原政界人士は四〇名、政協委員の代表は三名である。原政界人士は原政界内の団体もしくは上述の三界の団体に登録することができ、あるいは、準備委員会委員五人の連署で指名される。この指名による方法以外の原政界人士の選出については、第五条の規定と同じである。政協委員代表については、政協委員が自ら決定する。この「方法」は、一四一票の賛成で可決された。棄権は一票あり、民協の馮煥基と張家敏だった。³⁹⁾

また、「方法」と同時に採択された『中華人民共和国香港特別行政区基本法』第二四条第二項の実施に関する意見（以下「意見」と略記）は、香港特別行政区における「永住民」を定義したものである。「意見」の第七は、香港特別行政区成立以前に永住民身分証を所持し、香港居留権を享有する者にたいして、以下三項目の規定をしている。(一)香港で出生しあるいは、香港に通常居住して連続七年に満ちた中国公民は、その所持する香港永住民身分証は、一九九七年七月一日以降も継続して有効であり、香港特別行政区の居留権を享有する。(二)香港特別行政区成立以前に香港永住民の身分をもっており、海外に移民したあと、一九九七年六月三〇日以前に外国公民の身分で香港にもどり定住した者は、その所持する香港永住民の身分証は、一九九七年七月一日以降も継続して有効であり、香

港特別行政区の居留権を享有する。(三)香港特別行政区成立以前に香港永住民の身分をもっている者が、香港に居住していない時間が、規定された期限をすでに越えるか、あるいは、一九九七年七月一日以後に、外国公民の身分で香港にもどり定住した場合、その所持している香港永住民身分証は法にもとづいて取り消されねばならず、もはや香港の居留権を享有することはできない。けれども、合法的に香港に入り、条件の制限を受けずに香港に居住し仕事をし、基本法第二四条の関連規定の条件に合致した時には香港特別行政区永住民となることができる。⁽⁴⁰⁾

海外に移民したあと香港にもどった者(「回流移民」)にたいして、一九九七年七月一日を基準として、その前後を隔てる太い線がひかれていることが知れる。この制限は特別区政府の福利の負担と、長期にわたって香港に居住している者や七月一日以前にもどった者にたいする不公平を考えれば、合理的なものだというのが中国の言い分である。⁽⁴¹⁾

民主党は、準備委員会のこの建議は、移民した香港人を九七以前に戻らせようと圧力をかけて、主権移交の過渡期に良好な政治的気分を作り出す効果をねらったもので、かれらの自発的帰還をひきだすものではないという認識を示し、また、非中国籍の永住民に香港を離れる時間の制限を課しているのは、香港の出入国の自由を保障した基本法第三条の条文に反するものと指摘した。さらに、「通常居住」等の定義は、将来の行政長官とその立法会がそのときの状況に応じて研究すればいいことであり、準備委員会が関与する必要はないとした。⁽⁴²⁾

第四回全体会議では、そのほかに「中華人民共和国香港特別行政区旗、区徽使用暫定方法」が採択されている。第四回全体会議の閉幕のうちに、錢其琛は、「香港にはまだ幾らかのひとびとがおり、彼らは香港の祖国復帰に賛成している。しかし、香港で民主が発展する道程と速度の問題について意見の不一致がある。祖国が香港にたい

して主権の行使を回復することを擁護し、香港が平穩に過渡期をすごして繁栄し安定することを希望するという、このような共同の基礎がありさえすれば、みな一緒に座り、香港のことをともに相談し、香港の事情を処理するべきだし、することができると語り「求大同、存小異」を促した。この発言は民主党にたいして関係の改善を求めたものと受け取られ、民主党の対応が注目されることになった。民主党主席の李柱銘は、即断は禁物だとしながらも、この表現を以前よりずっと開放的だと評したし、民協の馮檢基も港人治港にたいし、前向きで積極的な意義があると評した。⁽⁴³⁾ もっとも、民主党は、対話の呼びかけを歓迎し、近日中にその意思を錢其琛と香港マカオ弁公室に手紙で伝えると表明しつつも、原則の放棄は政治的な自殺に等しいとして、結局、推選委員会には参加しないことに決めた。この民主党の選択には、当然、賛否両論がうずまいた。⁽⁴⁴⁾ その後、新華社香港支社のスポークスマンは、九月三日、準備委員会主任錢其琛と副主任魯平は、すでに民主党主席李柱銘の手紙を受け取っており、準備委員会秘書処は、八月二九日付けで返事を出し、民主党の対話の意思表示を歓迎するとともに、民主党が特別行政区創設の準備活動に参加するよう希望したことを明らかにした。⁽⁴⁵⁾

香港政府公務員事務科は、八月一四日、公務員が推選委員会に参加するさいのガイドラインを発表した。それによれば、首長級人員（一、三〇〇人）、政務官（四七八人）、警務人員（二七、五八二人）、報道主任（三五〇人）の四類別の公務員、計二九、七一〇人は、推選委員会に参加できない。当局は、香港政府は公務員が推選委員会に参加し、その広範な代表性が確保されることを望むが、この制限は、公務員の利益衝突を避けることと、公務員の政治的中立を確保することが目的であると述べた。これにたいし、準備委員会秘書処は、香港政府は公務員の推選委員会参加にあまり多くの制限を設ける必要はないとコメントしたし、新華社のスポークスマンは、いかなるひと

にも、参与する資格のある人士の権利を剝奪する権限はないとした。⁽⁴⁶⁾ この問題は、この後、法廷への再審理申請にまで発展することになる。

そして、八月一五日には、準備委員会が、九月一四日まで一ヶ月の予定で、推選委員会委員選挙の登録を開始した。⁽⁴⁷⁾

二六日、「民主、人權、法治」を綱領とする新政治団体「前線」が、五名の立法評議会議員を發起人とする七九人の創会会員によって結成された。發起人はこぞって、前線が政党ではないと主張し、發起人のひとりである民主党議員劉千石は、民主党を脱退しないと述べた。民主党寄りの独立系議員劉慧卿も發起人に名前を連ねており、民主党左派の分裂の兆しではないかとも憶測されたが、その後、前線は、民選行政長官運動という方針を放棄して、民選行政長官運動を続ける民主党とは一線を画しており、その性行をにわかには断定することはできない。⁽⁴⁸⁾

本地高級公務員協会⁽⁴⁹⁾は、首長級の公務員等の推選委員会参加を禁止した香港政府のガイドラインを不服として、八月二八日、高等法院⁽⁵⁰⁾にたいし、司法再審理の申請を提出し受理された。現行の公務員収入に関する規定は、月収八六、六五〇香港ドル以上の者を一律に首長級としており、単純に公務員の収入を基準にして首長級に編入され、選挙の権利を制限されるのは不公平だというのがその申請理由である。⁽⁵¹⁾

この再審理申請は、九月一三日になって、高等法院によって却下された。判決文は、首長級公務員は、独特の特別な地位であり、交際費や出張費用など、一般の公務員が享有できない福利を有している。香港で立法評議会の選挙が実施されるようになって以来、首長級の公務員には立候補や特定の政党にたいする支持表明が禁止されている。この点からみると、現在の推選委員会への参加の制限と、過去の立法評議会選挙への制限とには、香港政府の

一貫した立場をはっきりとみることができ、推選委員会への参加は、一種の高度な政治的活動であり、行政長官や臨時立法会の選出と関連しており、メディア報道の関心を集めることは確実であり、推選委員会委員も必ず取材対象となる。したがって、首長級公務員の参与を禁止することは、必要であり、支持する根拠があると述べた。また、大法官は続けて、各申請人の状況には同情するが、この件については、香港政府は臨時立法会を認めておらず、必然的に、首長級公務員にも同じ姿勢に立つよう希望し、彼らが推選委員会に参加するのを制限することは、不合理とはいえない決定であるし、人権に反してもいいないと付け加えた。⁽⁵²⁾

この後、二名の行政評議会議員が推選委員会に参加できるか否かが争点となった。この件につき、パッテン総督は、利益衝突は存在しないとし、選挙への登録が認められた。本地高級公務員協会は、当然のことながら、二重基準であり、パッテンの解釈は「強辞奪理」の嫌いがあると反発し、もし選挙の結果、この二人の行政評議会議員が当選すれば、首長級公務員の例以上に、香港政府の威信を傷つけることになろうと述べた。⁽⁵³⁾

九月二日、以前から臨時立法会には法律上の根拠が乏しいとして反対の立場をとっていた大律師公会は、大会を開き、臨時立法会の成立を支持せず、公会としては、会員の推選委員会への推選をおこなわないことを圧倒的多数で可決した。公会主席李志喜は、個々の会員が個人の資格で参加することはかまわないとし、また、公会の臨時立法会にたいする立場は、以前から中国側に伝達済みであり、今後とも中国側と対話を続けていきたいと語った。⁽⁵⁴⁾

九月二日、三日と臨時立法会小委員会が開催され、臨時立法会の選出方法を、無記名の単純投票とし、四項目の候補の資格条件、推選委員会委員は一〇人で一人の候補を推薦でき、推選委員会委員一人につき最高五人までの候補を推薦できることなどが議論された。最終決定は、次回の全体会議に委ねられる。⁽⁵⁵⁾

行政長官小委員会が、四日、五日に開かれ、行政長官の選出についてつぎのような建議をした。初代行政長官は、香港において、協議の後指名して選挙する方式で選出する。すなわち、推選委員会委員は、準備委員会主任委員会議の主導のもとで、香港において協議をおこない、個人が署名する方式で指名を進行する。五〇名を下回らない推選委員会委員の指名を獲得した人は、関連書式を完成させなければならない。関連する指名名簿は公開される。主任委員会議は書式にたいして資格審査をおこない、資格に合致した者が、正式に初代行政長官の候補者になる。候補者は、推選委員会にたいし、本人の状況と政綱を報告しなければならない、推選委員会委員によって無記名の投票選挙をおこなう。推選委員会全委員の半数以上の票数を獲得した候補者が当選となる。もし、過半数を獲得した候補が一人もいなければ、得票の多い上位二人の候補によって、二度目の投票をおこない、多数を得た者を当選とする。当選後、準備委員会が中央人民政府に報告し任命される。初代行政長官を選出する推選過程は、推選委員会成立後四五日以内に完成されなければならない。主任委員会議は、選挙の監督作業に責任を負うとともに、訴えにたいする処理をおこなうというものである。⁽⁵⁶⁾

準備委員会法律小委員会は、九月一九日、二〇日の会議で、準備委員会予備委員会法律小委員会が廃棄するよう求めた二六の香港の法令について、継続して研究をおこない、そのうちの六法令について深い検討をおこなったのち、香港返還後、国防と外交事務は中央政府管理になることから、この六本の法律が明らかに基本法に抵触するため、香港特別行政区の法律に採用しないよう建議した。六本の法律とは、『国際組織および外交特権条例』、『領事関係条例』、『国防部大臣条例』、『皇家香港軍団条例』、『強制服役条例』、『陸軍および皇家空軍法律服務処条例』⁽⁵⁷⁾である。

九月一四日、推選委員会委員選挙の登録が締め切られた。秘書処は、登録応募人数を、五、八三三人と発表した。四百人定員の二四倍を越える応募は、中国側を満足させるものであった。この成果を背景に、『文匯報』社論は「推選委員会を編成することは、香港の歴史的大事件であり、これは、香港の歴史上最初の大規模な真正の民主参政である」と位置づけた。この名簿は秘書処が整理したあと、一〇月の第五回全体会議前に、個々の準備委員会委員に配布され、各委員の建議にもとづいた準備委員会の初選をへたのちに、主任委員会議によって、二〇パーセント以上の差額を含んだ候補者名簿が作成される。この名簿にもとづいて投票がおこなわれ、推選委員会が成立するのは一月の第六会全体会議となる。⁽⁵⁸⁾ 準備委員会秘書処は、行政的理由から公開できないとしていた当初の方針を変えて、二五日、五、八三八人の名簿を公開した。⁽⁵⁹⁾

政協委員兼準備委員会委員である徐四民の推薦を受けて、行政長官選挙への参加を決意した主席大法官楊鉄樑は、九月六日、バットン総督にたいして辞職を申し出て受理された。公式に參選を表明したのは彼が最初である。政協副主席兼準備委員会副主任委員の安子介も楊鉄樑を支持した。⁽⁶⁰⁾

最有力候補とみられながらも沈黙を続けてきた董建華は、一九日になって、積極的に参加する準備をする、と表明した。しかし、この時点では、まだ、彼が本当に參選するかどうかには疑問の余地があった。⁽⁶¹⁾

その後、三〇日になって、医院管理局主席で準備委員会委員の呉光正が立候補を表明した。⁽⁶²⁾ この時点で、公式に參選を表明していたのは、泡末候補である準備委員会委員の賈施雅に、楊鉄樑、呉光正の三人ということになる。さらに、董建華、羅德丞、アンソン・チャンの立候補が、メディアで取りざたされた。⁽⁶³⁾

ニューヨーク時間の九月二六日、国連総会に出席していた錢其琛外相とリフキンド外相は、(一)香港の政權返還儀

式の関連文書について共通の認識をもったこと、(二)香港返還後、英国が香港に総領事館を開設すること、(三)中国の副総理李嵐清が年末前に英国を訪問すること、の三項目について合意に達し、二七日には、中英合同連絡小委員会の首席代表間で、香港返還儀式の紀要が署名、交換された。⁽⁶⁴⁾

むすびにかえて

本稿が分析してきた期間のちょうど中間にあたる九六年の第二・四半期が終了したところで、香港返還の道行きは残すところ一年をきった。八月の準備委員会第四回全体会議以降、さまざまなプロセスは年末へむけて速度をましたようにみえる。推選委員会の一月成立は動かし難い日程となり、一二月中に行政長官と臨時立法会が選出されることも、ほぼ確定した。行政長官の有力候補もほぼ顔が出そろい、先行きは一気に具体性を増してきた。中国政府はますます自信を深めているようにみえる。

他方、予想されたことだが、バツテン総督の影響力は、すでに極小化している。英国政府の弱々しい一枚のカードは「董陳配」だが、このカードにしても、手の内は中国側に知られており、しかもカードを切るか切らないかの決定権は、中国政府の影響力の範囲内にあるのであって、英国政府の手の中にあるのではない。民主党はゲームへの参加を結局拒否し、当面は、蚊帳のそとにいるしかない。しかも、これが、傍目八目になるという保証はまったくない。

最後にやや長くなるが、中国側の明快な決意表明を紹介して本稿を締めくくるとしたい。

「香港総督パッテンは、昨年施政方針を読み上げた時やその他の折りに、共同声明が規定した、英国が香港を中国に返還し、政権移交をやりとげるといふ責任を履行しなければならないことをすでに無視している。彼は、初代行政長官と直接政権移交を相談するとか、檔案を行政長官に渡すとか、財政予算案と特別区の施政計画を相談するとか公言している。これらの、中国の主権を棚上げにし、こっそりと受け渡ししようとする企図は、英国側が政権移交問題について、また別の企みをし、面倒を作り出していることを説明している。この英国の挙動が、香港人と中国側によって嚴重に批判されたのちには、また手法を変えて、今度は、行政長官の人選が決まったあと、司級公務員を含む作業グループを、職位を残したまま組織し、香港政府が特別区政府に引き継ぐ事務を処理するのを助けるなどといった情報を、ロンドンに流し、パッテンが英国に帰り復命した際には、この手配を「完全に支持する」と言ったりしている。

政権移交の方法とチャンネルは、共同声明の付属文献一にはつきりと規定されており——一切の政権引継作業は、中英共同連絡小委員会を通じて相談するのであって、英国側がその管轄下の港英公務員を利用して行政長官と直接処理するのではない。共同声明の執行と、政権の引継は、中英両国政府の仕事である。基本法にもとづいて、高度の自治権を特別区政府に与えるのは、中国の主権の範囲内のことである。両者は絶対に混同されてはならない。

もし英国側が誠意をもって政権移交の職責を履行するならば、中国側と協力せねばならず、共同連絡小委員会を通じて関連する手配を相談し、双方が合意してはじめて、行動をとるべきである。いかなる一方的な行動も、ただ面倒を作り出すだけであり、平穩な過渡を阻害することになろう」（「行政長官人選不容英方干預」『文匯報』九六

年八月三〇日付け社論。

残された大きな山場は、一月中旬に予定される行政長官の選出である。行政長官選挙が「無記名」投票であることを、英国がもう一枚のカードにすることに成功したとすれば、事態の展開にある程度の揺れが生じることになる。その可能性に眼をこらす必要はあるだろう。一五〇年にわたって香港を支配してきた英国が持つ直接、間接の影響力をあなどることは、冷静な分析を不可能とするからである。もつとも、右の引用に見られるように、中国政府の決意がこのようにはつきりしており、しかも、英国の思惑を見極めている以上、多少の揺れが生じようとも、その振幅の幅が、おのずから予想できる範囲を遠く逸脱するとは考え難いとみなすべきであろう。

(1) 『文匯報』九六年四月二六日(以下、『文匯報』からの引用はすべて香港発行航空版ものである)。この諮問活動の結果については、五月の第三回準備委員会全体会議の折りに報告された(『文匯報』九六年五月二八日)。報告原案には、諮問活動や臨時立法会に反対する意見が掲載されていたが、最終報告案からは削除されていた(『星島日報』九六年五月二七日、二八日)。

(2) 『文匯報』九六年四月二二日、および二三日付け社論。なお、臨時立法会にたいする中国の基本的な立場については、『臨立法会九七前須運作』(『文匯報』九六年九月一日付け社論)に詳しい。

(3) 『星島日報』九六年五月一日。また、これらの要請にたいする香港政府の四月三〇日付けの回答は、香港政府は中国側と協力する際の三項目の既定の基本原則にもとづいて、中国側の要請を積極的に考慮するというものであり、この三項目とは、香港政府の統治権威と立法評議会の地位を減少させないこと、公務員の信頼に不利な影響をあたえないこと、そし

て、公務員が二重忠誠に陥らないことであつた。

- (4) 『文匯報』九六年五月一日。香港政府は、八月一七日、一ヶ月の推選委員会候補登録期間のうち、最初の六日間と最後の六日間に、推選委員会成立に関する資料を放送すると発表するとともに、この措置が香港の放送局の編集の独立に影響するものではないことをコメントした。準備委員会秘書処はこの決定を歓迎すると表明した(『星島日報』九六年八月一七日、また、一四日、一六日)。

- (5) 『星島日報』九六年五月二日

- (6) 『文匯報』九六年五月七日

- (7) 『文匯報』九六年四月二七日

- (8) 『星島日報』九六年五月二日

- (9) 『星島日報』九六年五月七日

- (10) 『星島日報』九六年五月七日。さらに、この一ヶ月後になると、訪米中のアンソン・チャンは、アメリカのメディアの取材にたいし、中国側が臨時立法会を成立させるといふ立場を堅持しつづけるなら、中国側は香港各界の人士の意見を充分に吸収しなければならないとし、臨時立法会容認ともとれる発言さえするにいたっている(『星島日報』九六年六月五日)。
- (11) 『星島日報』九六年五月一四日、一八日、『朝日新聞』九六年五月一六日
- (12) 『文匯報』九六年五月一七日。国籍法の適用については、これで一応のガイドラインが示されたことになり、残されたのは、永住民並びに居留権の定義問題となつた。例えば、『星島日報』九六年五月二日、一三日、『文匯報』九六年五月二二日を参照。

- (13) 『星島日報』九六年五月二日

- (14) 『星島日報』 九六年五月一七日、一八日、二〇日、二三日、また、『文匯報』 九六年五月二九日付け社論。
- (15) 『星島日報』 九六年五月二三日、一四日
- (16) 『文匯報』 九六年五月二七日、『星島日報』 九六年五月二六日
- (17) 『星島日報』 九六年六月四日
- (18) 「董陳配」については、游雨僧「行政長官人選與「董陳配」」(『星島日報』 九六年九月二六日) に詳しい。
- (19) 『星島日報』 九六年六月二二日。國務院香港マカオ弁公室の存続と、この役割の変更は重要である。もし國務院香港マカオ弁公室がなくなり、上述の調整機能を果たさないとすれば、中央各部門と各地方政府が争って香港に事務処理機構を設置しようと殺到するのは明らかであろう。また、これはいわゆる「香港情報」であるが、現在まで事実上、香港における中国代表部であった新華社香港支社も役割を変えて存続するという。香港新華社は、現在香港政府の政策にたいして言論活動を展開しているが、返還後はその職務範囲は、香港の中国資本企業にたいする監督と管理、『文匯報』、『大公報』、『商報』などの中国系紙の統率、香港メディアが大陸に訪問取材する際の協力の三つになるという。中国資本企業は、その多くが中央各部門や地方政府の出資によるもので、それらの管轄下にあるが、香港新華社によって、さらに周到な管理がなされることになる(『新華社換角色統留港』 『星島日報』 九六年六月三日)。新華社香港支社と香港マカオ弁公室の返還後のあるべき役割については、民協の立法評議會議員からの政策提案がなされている(廖成利「落美港人民自治港」 『星島日報』 九六年六月二九日)。
- (20) 『星島日報』 九六年六月二二日
- (21) 『星島日報』 九六年六月一五日
- (22) 『文匯報』 九六年七月一日

- (23) 『文匯報』九六年七月三日
- (24) 『文匯報』九六年七月四日、『星島日報』九六年七月三日
- (25) この政府間関係については、『星島日報』九六年六月三日、六月二二日、七月一三日、七月二四日などにそれぞれ評論がある。また、離任直前のアメリカ駐香港総領事は、アメリカはすでに八〇年代から、香港、マカオの特別行政区の独立性が確保されなければ、将来中国が国際的な経済組織において三票をもつことになることに注意を払ってきており、この問題をめぐる争論は、中国が特別行政区の高度自治を保証することで終息したという経緯を披露している（『京官不能干 預港经贸政策』、『星島日報』九六年七月四日）。
- (26) 『星島日報』九六年七月三一日
- (27) 『星島日報』九六年九月二〇日
- (28) 『文匯報』九六年九月五日
- (29) 『星島日報』九六年七月二三日。ただし、この解釈を中国側が受け入れるか否かは別問題である。
- (30) 『星島日報』九六年六月二五日、二六日、二七日
- (31) 『星島日報』九六年六月二八日
- (32) 『文匯報』九六年七月三日
- (33) 『文匯報』九六年七月一〇日、『星島日報』九六年七月七日、八日
- (34) 『文匯報』九六年七月八日、『星島日報』九六年七月八日、九日、一一日、一二日、一三日、一八日、二五日。鄭鏡明「梁銘彦事件並不簡單」（『星島日報』九六年七月二二日）、宋立功「梁銘彦事件 非比尋常」（『星島日報』九六年七月一五日）、游雨僧「中英進入最後關智階段」（『星島日報』九六年七月二五日）が事件の経緯を論じているが、真相はもちろん定かでない。

はない。八月二日、梁銘彦が機密資料を中国側に提供したため香港政府に辞職を迫られたとする報道について意見を求められた魯平は、「まったく根拠のないこと」だとしたあとで、そのようにいわれるからこそ、事件発生後すぐに英国側にたいして事態を明らかにするよう公開で要求したのだと語った(『文匯報』九六年八月四日)。

(35) 『星島日報』九六年七月二日、一三日、『文匯報』九六年七月一三日

(36) 『文匯報』九六年七月一七日、『星島日報』九六年七月一六日、一八日

(37) 『星島日報』九六年七月二〇日

(38) 『文匯報』九六年八月一〇日

(39) 『文匯報』九六年八月二日、『星島日報』九六年八月一日

(40) 『文匯報』九六年八月二日、『星島日報』九六年八月一日。そのほか、「意見」の第五は、非中国籍の人が香港永住民資格を申請するさいには、香港を永住地とすることをのぞむ声明に署名し、同時に、幾つかの項目を証明する書類を提出することが必要であり、また、これらの非中国籍の人が永住民資格を獲得したとしても、彼らが一定の期間連続して香港にいなければその資格を失うことを規定している。

(41) 「永久性居民定義意見有利平穩過渡」『文匯報』九六年八月一四日付け社論。

(42) 『星島日報』九六年八月一六日。もともと、準備委員会副秘書長の陳滋英は、上記「意見」は、ただ単に特別行政区政府に提出した建議であり、後日、臨時立法会が関連内容を修正するか否かは、特別行政区の問題であるとも述べている(『星島日報』九六年八月一日)。なお、中国語の「移交」は、「引き渡し」、「引き継ぎ」を意味する名詞であり動詞であるが、本稿では、すべて、原文のまま「移交」としたことをおことわりしておきたい。

(43) 『星島日報』九六年八月一日

- (44) 『星島日報』九六年八月一三日、一五日、一六日、一七日、一九日、二二日、二三日、三〇日、九月二日。また、八月二日。
- (45) 『文匯報』九六年九月四日、『星島日報』九月五日。これら一連の動きに先だつて、魯平はすでに五月二八日に、民主党が特別行政区の法律を守る限り、九七後も存続できるし、選挙にも参加できると述べていた。
- (46) 『文匯報』九六年八月一五日、『星島日報』九六年八月一三日、一四日、一五日
- (47) 『文匯報』九六年八月一六日
- (48) 『星島日報』九六年八月二六日、二七日、三〇日、九月六日、一四日、一八日
- (49) 一九五八年成立、現在二、三六六人の会員を擁する。
- (50) 高等法院 (The High Court of Justice) は、上訴法廷 (The Court of Appeal) と併せて、香港の最高法院 (Supreme Court of Judicature) を構成する (V. A. Pennington 『香港法制・憲制・司法』香港商務印書館、一九九二年)。
- (51) 『星島日報』九六年八月二九日、三〇日、また、八月一七日を参照。
- (52) 『星島日報』九六年九月二三日、また、九月一〇日を参照。
- (53) 『星島日報』九六年九月二日、二二日。この問題について、民主党の李柱銘は原則的な利害衝突があるので、行政評議会議員は辞職するべきだと主張し、民協の馮檢基は、推選委員会は選挙にだけ責任のある組織なので、利益衝突はなく、辞職の必要はないとした。また、『星島日報』九六年九月一四日、一五日を参照。
- (54) 『星島日報』九六年九月三日
- (55) 『文匯報』九六年九月四日、五日、『星島日報』九六年九月二日、四日
- (56) 『文匯報』九六年九月五日、七日、『星島日報』九六年九月四日、六日。指名の必要人数を二〇〇名とする案もあったが、

もし、三名の候補者がでた場合、全推選委員会委員の四分の三の投票意思が公開されてしまうことに等しく、無記名選挙の原則と相入れないので、五〇名に決まった(『文匯報』九六年九月七日)。もつとも、この五〇名案には中国側が難色を示し、四日まで反対していたのを、五日になって最終的に魯平の同意を取りつけたという(『星島日報』九六年九月六日)。

(57) 『星島日報』九六年九月二日

(58) 『文匯報』九六年九月一日、『星島日報』九六年九月十五日

(59) 『星島日報』九六年九月二六日および、八月二七日、九月一七日、二三日。一四日発表の五、八三三人と人数に違いがあるが、それを説明する記載はなかった。

(60) 『星島日報』九六年九月七日

(61) 『星島日報』九六年九月二〇日

(62) 吳光正の立候補は、船舶王包玉剛一族を代表している。背後には、将来の香港特別行政区におけるバーゲニング・パワーをめぐる、巨大財団間の熾烈な闘争があるという(『星島日報』九六年一〇月一日)。また、董建華が中国側の意向にそった候補であるとすれば、吳光正の立候補は、さらに複雑な意味をもつことになる。

(63) 楊鉄樑にたいする評価には、常に人権法問題についての前科(「人権法見解風波」)がついてまわる。楊鉄樑は、以前香港新華社副社長の張浚生と個人的に対話したさいに、人権法は香港の法体系を破壊するおそれがある、と述べたとされる。張浚生が九五年年末に、このことを公にしたのは、パッテン総督と人権法を攻撃するため、楊鉄樑を政治的に利用した可能性が濃厚であった。この件を問題にされた楊鉄樑は、当時、人権法について話したのは憶えているが、そういつたかは憶えていないと釈明したのだが、この一件は失態と受け取られ、楊鉄樑への信頼を大きく損ねることになった(例えば、『星島日報』九六年九月一日、三日、五日、九日)。また、彼は、董建華にたいする信任投票にしないための当て馬にすぎ

ないという説も真しやかに語られる（例えば、「劉慧卿「競逐行政長官是假象」」『星島日報』九六年九月一六日）。しかし、そのように速断するのは早計かも知れない。楊鉄樑立候補の背景には、充分に眼を凝らしていく必要がある。行政長官候補について、民意調査のアンケートは何度もおこなわれているが、常にはつきりしているのは、アンソン・チャンがいつも、董建華を大きく引き離して、圧倒的に第一位であることと、羅德丞がほとんど常に最下位に近いことである（例えば、『星島日報』九六年七月三日、八月三日、九月九日）。候補については、香港マカオ弁公室も、香港新華社も見事なほど一切の沈黙を守っている。したがって、九月末現在まで、『文匯報』にはまったく報道がない。

(64) 『文匯報』九六年九月二八日、二九日